

本件に関する当社の認識及び今後の対応について

1. 本件に関する当社の認識

(1) 調査団調査結果に記載の事実について

このたび、調査団作成に係る「原子炉格納容器漏洩率検査に係る問題についての調査結果」(以下「調査団調査結果」という)により、福島第一原子力発電所1号機の第15回定期検査及び第16回定期検査の期間中に実施された漏洩率検査において、不正行為が行われたことが明らかになりました。

何よりもまず、当社にとって残念だったのが、法令に基づき行われる定期検査において、当社の複数の社員が不正行為を行ったという事実が存在したということでした。役職者をも含む複数の社員が関与し、不正行為であることを認識しながら、誰も止めることなく実行に至り、さらに、周りにいた社員たちが誰もそのことに気づかなかった、こうした状況が当社の中に存在したことは、まさに痛恨の極みであります。

不正行為と認識しつつ、その実行に関与した社員の責任は重大であり、当社は、厳重な処分を行うことといたしました。

(2) 本件に関与した社員が置かれた当時の職場の事情について

今回の不正行為が行われた福島第一原子力発電所の1号機は、当社初の原子力プラントであり、そのため、初号機ゆえのトラブルがこれまで何度も発生してきました。特に今回の不正行為が行われた平成3年、4年を含む数年間は、トラブルの頻発により同号機の稼働率が低迷していた時代であり、同号機の補修を担当する第一保修課内には、何とか低迷状況を脱したいという重圧があった一方、同課の職務実態としては、調査団が指摘するように、「業務量が増大し、繁忙感が増幅し、ややもすると慎重で根気強い対処を欠く要因が伏在していた」状況でした。再検査を受けるための手間や時間を惜しみ、安易な不正行為に走った背景には、このような事情が存在したと考えられます。

このような現場の悩みを、会社として十分に受け止められなかったという点については忸怩たるものがあります。しかしながら、このような事情の存在が、直接、今回のような不正行為に結びつくには飛躍があり、やはり、そこには本件に関与した社員の故意が大きく関わっていたと言わざるを得ません。

(3) 安定供給への過剰な意識について

一方、調査団調査結果には、先の原子力の点検・補修作業に係る問題の中でも挙げられているのと同様の動機や背景事情を指摘している部分もあります。

調査団は、不正行為を実行するに至った動機について「当時、夏期の電力需要期が迫っており、定期検査期間延長による電力の安定的供給への対応を遅らせるような事態は回避したいとの思いがあった。」と指摘しています。特に、本件当時の平成3年、4年は、電力需給が非常に厳しく、会社全体として安定供給の確保に苦心していた時期でした。しかしながら、この点を社員に対して強調するあまり、「安定供給の確保」を何事にも優先する価値として、社員の心の中で膨張させてしまったのではないかと、このたびの一連の問題を振り返り、改めて反省する次第です。

安定供給に責任を感じることは、電力会社の社員にとって極めて大切な価値観ではありますが、それは、守るべきルールの上に位置するものではありません。この当たり前のことを、今一度、全社に徹底する必要があると考えております。

(4) 安全性に対する誤った意識について

安全性に関する意識についても、先の問題との共通性がみられます。調査団は、不正行為の実行に際して、「格納容器は原子炉冷却材喪失事故が発生した際に初めてその機能を発揮するものであり、(そのような事故は)これまでに発生例がなく、発生の確率も低いと考えていた上、漏洩率が悪かったとしても現実的に安全に影響を及ぼすことはないとの心理が存在した。」と指摘しています。

原子炉格納容器は、原子力発電所の安全性を支える「多重防護」の設計思想を具体化した重要な設備の一つであり、「これまで事故が発生したことはないから漏洩率が多少悪くても現実に影響はない」といった安全に関する勝手な解釈をもって、その機能確認をなおざりにしていいはずはありません。しかしながら、現実には、「(自分たちが考える)安全性さえ確保していればいい」といった意識が存在し、これが不正行為を実行する際の心理的な言い訳になったものと考えられます。

「安全」というものは、自分たちだけで決めるものではなく、広く社会に受け入れられるものでなくてはならないということを、改めて全社に徹底する必要があると考えております。

2. 今後の対応について

当社は、去る9月に公表した「当社原子力発電所の点検・補修作業に係るGE社指摘事項に関する調査報告書」の中で、再発防止対策の柱として「4つの約束」を社会にお示ししております。その実施内容につきましては、現在、順次具体化を進めているところでありますが、このたびの事態を受け、当社は、自ら感じ取った反省点、改善点や、今回調査団からいただいた再発防止対策に関する提言を踏まえ、4つの約束の具体的内容をさらに有用なものとしてまいり所存です。

たとえば、今回の件を機に新たに明らかとなった、もしくは提言を受けた以下の反省点、改善点について、今後、その具体化を進めてまいります。

- ・安定供給に対する過剰な意識の相対化・適正化
- ・具体的に不適切な行為がなされようとしている場合に担当者自身が独りで悩むことなく、それを明確に否定できるような社内環境の整備
- ・発生した問題とその解決策を担当部門以外でも検討し、そのノウハウを共有財産として活用する方策の検討
- ・検査データの記録及び保管の方法についての改善
- ・定期検査の重要な手続きに関する権限と責任の明確化

【参考】再発防止対策に関する「4つの約束」

第1の約束：原子力部門の情報公開を徹底し、社外の方の視点を取り入れて、発電所運営の透明性を高める。

第2の約束：社員・組織の的確な業務運営を支援する機能を強化する。

第3の約束：原子力部門の閉鎖性を打破し、風通しのよい企業風土を構築する。

第4の約束：企業倫理の遵守を徹底する。

以 上